

猪名川町コミュニティ活動拠点施設整備事業補助金交付要綱

令和2年12月28日

要綱第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティ組織が主体的に行う住民自治活動及びまちづくり活動を支援し、住民自治の充実強化及び住民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的として、活動拠点となる施設の改築又は修繕などの整備事業を行う場合の経費を町が補助することについて、猪名川町補助金等交付要綱（昭和49年要綱第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ組織 町内の概ね小学校区を単位にコミュニティ活動及びコミュニティ意識の高揚を目的として組織された住民自治組織（以下「まちづくり協議会」という。）をいう。
- (2) 活動拠点施設 まちづくり協議会が住民自治活動及びまちづくり活動のために利用する町内の建物で、会議又は集会等を行うために必要な機能を備えるもの、かつ、兵庫県「県民交流広場事業」で整備を行ったものをいう。
- (3) 改築 既存の活動拠点施設の柱、壁、屋根その他の主要な構造部分又は電気設備、給配水設備等の建物施設と一体となって効力を果たす設備を取り替え、又は取り付けることをいう。
- (4) 修繕 既存の活動拠点施設の一部を改善し、又は補修することをいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となるものは、活動拠点施設の改築又は修繕に係る整備事業（以下「事業」という。）とし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 事業経費が一件10万円未満のもの及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合しない場合
- (2) 軽微な取替作業等により破損箇所が復旧できる場合

- (3) 使用者の責に帰すべき事由による場合
 - (4) 他の補助金の交付を受け、又は補助対象となる場合
 - (5) 土地購入及び土地造成を行う場合
- 2 前項に規定する事業に係る補助の基準は、別表第1のとおりとする。
- 3 別表第1に規定する施設区分は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 自己施設活用型 自己所有の施設を活用した活動拠点施設をいう。
 - (2) 公園活用型 公園を活用した活動拠点施設をいう。
 - (3) 社会教育施設活用型 社会教育施設を活用した活動拠点施設をいう。
 - (4) 学校施設活用型（単独型） 学校敷地内に単独で建設された活動拠点施設をいう。
 - (5) 学校施設活用型（余裕教室） 学校校舎内の余裕教室を活用した活動拠点施設をいう。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、別表第2に従い予算の範囲内で定める。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金交付の対象となる事業を実施しようとするまちづくり協議会は、コミュニティ活動拠点施設整備事業計画書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該整備事業予定年度の前年の9月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 事業に係る設計図の写し（配置図・平面図・立面図）
- (3) 活動拠点施設の用地の所有又は利用に関する書類の写し（敷地の登記簿謄本の写し又は賃貸契約書の写し）

（施設管理者の同意）

第6条 補助金の交付を受けようとするまちづくり協議会（以下「申請者」という。）は、活動拠点施設に係る賃貸借契約を結んでいる場合、事前に施設管理者と協議を完了させ、コミュニティ活動拠点施設整備改築・修繕に係る施設管理者の同意書（様式第2号）により施設管理者の同意を得なければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、コミュニティ活動拠点施設整備事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければなら

ない。

- (1) 事業の契約書及び見積書の写し
- (2) 施工前の写真（外部・内部）
- (3) 事業に係る設計図の写し（配置図・平面図・立面図）
- (4) 活動拠点施設の用地の所有又は利用に関する書類の写し（敷地の登記簿謄本の写し又は賃貸契約書の写し）
- (5) 改築・修繕に係る施設管理者の同意書
- (6) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨をコミュニティ活動拠点施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（事業内容等の変更）

第9条 前条第1項により補助金交付決定を受けた後に、事業内容等に変更が生じた場合、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、コミュニティ活動拠点施設整備事業内容変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）に事業内容等に必要な書類を添えて、速やかに町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更申請書を受理したときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨をコミュニティ活動拠点施設整備事業内容変更・中止・廃止承認書兼補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業完了報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業完了後、コミュニティ活動拠点施設整備事業完了届（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) コミュニティ活動拠点施設整備事業収支報告書（様式第8号）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 事業に係る設計図の写し（配置図・平面図・立面図）
- (4) 完了写真（外部・内部）

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付確定)

第11条 町長は、前条の規定による完了届を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適切であると認めたときは、コミュニティ活動拠点施設整備事業補助金交付確定通知書（様式第9号。以下「確定通知」という。）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、コミュニティ活動拠点施設整備事業補助金交付請求書（様式第10号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の取り消しの決定を行った場合には、その旨をコミュニティ活動拠点施設整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1項の取り消し決定をした場合において、当該取り消しに係る部分に關し、既に補助金が交付されているときは、町長が期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(使用継続の義務)

第15条 補助金の交付を受けて改築又は修繕した活動拠点施設は、交付の日から起算して10年間その使用を廃止し、又はその目的を変更してはならない。ただし、町長が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。

(適用除外)

第16条 補助金の交付を受けたまちづくり協議会は、当該補助を受けた日から起算して

改築にあっては10年以内に、修繕にあっては5年以内に事業を行う場合は、この要綱の規定は適用しない。ただし、次の各号に掲げる理由により、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 災害等により既設の活動拠点施設が使用できなくなったとき。
- (2) やむを得ない事情により、改築等を必要とするとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象基準表

施設区分	事業区分	補助対象
学校施設活用型（教育施設活用型（単独型））	改築事業	<p>(1) 主体工事費 (基礎、軸組、床組、小屋根、壁体、屋上、屋根、天井、階段及び諸仕上工事)</p> <p>(2) 付帯工事費 (電気工事、照明工事、ガス工事、防火・消火工事、衛生設備工事、冷暖房工事（機器取得を含む）、窓工事)</p> <p>(3) 雑工事費 (電話線・テレビ線の引込工事)</p> <p>※(1)から(3)の工事は一体で行うものとする。</p>
		<p>(1) 畳、床、敷物、建具、壁、天井、照明、衛生設備、窓、流し台等の破損復旧又は模様替え</p> <p>(2) 冷暖房工事（機器取得を含む）</p> <p>(3) 水洗便所改造工事</p> <p>(4) その他（町長が特に必要と認めたものに限る）</p>
学校施設活用型（余裕教室）	改築事業	<p>(1) 主体工事費 (小屋根、階段（建物と一体型のものは除く）及び諸仕上工事)</p> <p>(2) 付帯工事費 (電気工事、照明工事、ガス工事、防火・消火工事、衛生設備工事、冷暖房工事（機器取得を含む）、窓工事)</p> <p>(3) 雑工事費 (電話線・テレビ線の引込工事)</p> <p>※(1)から(3)の工事は一体で行うものとする。</p>
		<p>(1) 畳、床、敷物、建具、壁、天井、照明、衛生設備、窓、流し台等の破損復旧又は模様替え</p> <p>(2) 冷暖房工事（機器取得を含む）</p> <p>(3) 水洗便所改造工事</p> <p>(4) その他（町長が特に必要と認めたものに限る）</p>

別表第2（第4条関係）

補助金交付基準表

区分	補助基本額
改築事業	補助率 事業経費の90% 補助限度額 500万円
修繕事業	補助率 事業経費の90% 補助限度額 100万円